

公 告 3 号  
令和 8 年 4 月 1 0 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合  
理事長 橋本 敬文

## 組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項および組合規約第 5 2 条の規定により公告します。 了

### 記

1. 規約第 4 5 条中  
(保険料及び調整保険料の負担割合)  
「第 4 5 条 一般保険料額及び調整保険料額の 86 分の 51.4 は事業主、86 分の 34.6 は被保険者において負担する。」を  
(保険料額及び調整保険料額の負担割合)  
「第 4 5 条 一般保険料等額 (うち一般保険料分) 及び調整保険料額の 86 分の 51.4 は事業主、86 分の 34.6 は被保険者において負担する。」に改める。
2. 規約第 4 5 条中  
(子ども・子育て支援金額の負担割合)  
「第 4 5 条の 3 子ども・子育て支援金額の 2.3 分の 1.15 は事業主、2.3 分の 1.15 は被保険者において負担する。」を追加する。
3. 規約第 4 8 条中  
「2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。(1) 介護納付金 (2) 介護保険料還付金」の次に  
「3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金 (3) 積立金 (4) 雑支出」を追加する。
4. 規約第 4 9 条中  
「2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。」を  
「2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以 上